



がざみ

主な産地

蒲都市、南知多町、幡豆町

発行／愛知県県民生活部県民生活課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎052-954-6165

サラ金・クレジットに借金がある方へ

11月に『無料相談会』を開催します

愛知県内
各地で

11月は、「愛知県多重債務者相談強化月間」です。弁護士、司法書士、相談員が解決のお手伝いをします。一人で悩まず、相談窓口には是非ご相談ください。

■相談日時 **平成21年11月14日(土) 午前10時～午後3時**

■相談会場

愛知県は

中央県民生活プラザ	名古屋市中区三の丸3-1-2	自治センター1階	☎ 052-962-5100
尾張県民生活プラザ	一宮市本町4-3-1	ルボ・テンサンビル4階	☎ 0586-71-5900
知多県民生活プラザ	半田市出口1-36	知多総合庁舎1階	☎ 0569-23-3900
西三河県民生活プラザ	岡崎市明大寺本町1-4	西三河総合庁舎1階	☎ 0564-27-0800
東三河県民生活プラザ	豊橋市八町通5-4	東三河総合庁舎1階	☎ 0532-52-7337

■相談方法 電話又は面談

市や町は

■開催する市と町

小牧市、尾張旭市、日進市、清須市、扶桑町、愛西市、弥富市、半田市、碧南市、安城市、豊田市、豊橋市、蒲都市、田原市

■相談日時などは、市や町によって違います

市や町の広報誌、県のホームページ、相談窓口のチラシなどをご覧ください。



主催

■愛知県

■愛知県多重債務者対策協議会

参加団体：東海財務局、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、(財)日本クレジットカウンセリング協会、東海労働金庫、NPO法人クレサラあしたの会、愛知かきつばたの会

■実施市町 小牧市はじめ14市町

多重債務に陥っていませんか

まず、危険度チェックしてみましょう

- 生活費が足りなくて、つい借金をしてしまう。
- 借金を返すために借金を繰り返している。
- 元金が減らない。
- どれだけ借金があるのかわからなくなっている。
- 身内や他人の借金の返済をしている。
- もう、どこも貸してくれない。



1つでも当てはまる方は、多重債務に陥っているかもしれません。実際に借金の返済で困っている方だけでなく、家族や友人など身近に借金で悩んでいる方がいましたら、県民生活プラザをご紹介ください。

解決できない借金はありません。秘密は厳守します。安心してご相談ください。

気をつけよう!!

多重債務に陥らないために たいせつなのは計画性と自己管理

楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でもこれは借金です。わずかずつの利用でも、まとまれば大変な金額になります。自分が支払うことができる範囲をよく考えて利用しましょう。

ケース
1



いつもカードで買物をしているので、どれだけつかっているか、自分でも分からなくなりました。

ケース
2



すぐに貸してくれるので金銭感覚が麻痺し、次々高金利の借入に手を出してしまいました。

多重債務に
陥る原因は
ここ!

- 生活苦・低所得あるいは、事業資金の資金繰りのために借りてしまう。
- クレジットで無計画に買物を重ねていく。
- 借りる前に返済計画をしっかりとしていなかった。
- 取り立てに追われて、その場しのぎで別のローンを借りてしまう。

見かけませんか? いいとも愛知のシンボルマーク 愛知を食べよういいともあいち

愛知県は全国有数の農業県です。身近なところで作られている農林水産物に関心を持って、積極的に地元の農林水産物を消費する「地産地消」の取組が広がっています。

「いいともあいち推進店」は愛知県産を積極的に扱っています

推進店では、愛知県産の生鮮食品、県産食材を使った加工品の販売の他、地元の食材を使ったおいしいメニューを提供しています。ぜひお立ち寄りください。

県内の消費者と生産者が今まで以上に
“いい友”関係になる

イート モア アイチ プロダクツ
Eat More Aichi products
=もっと愛知県産品を食べよう(利用しよう)

11月はいいともあいちキャンペーン月間です

11月は、推進店による地産地消フェアを開催します。今年は、愛知県産の生鮮食品に加えて、愛知県産食材を使った漬物、惣菜、佃煮、せんべいなどの加工品コーナーもあります。いいともあいちのシンボルマークがついている商品をお買い求めください。

いいともあいち運動、いいともあいち推進店についての詳しい情報は県ホームページ「いいともあいち情報広場」(<http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/iitomo/>)をご覧ください。

問合せ先 農林水産部食育推進課 ☎ 052-954-6434



新鮮! 愛知県産
地元の農林水産物を
食べましょう

いいとも愛知運動
(地産地消)を推奨
しています!

シンボルマークのついた
のぼりが目印



「食育」に関するアンケート調査結果について

～県消費生活モニターに対する調査から～



食育については、平成17年に食育基本法が施行され、愛知県においても、平成18年11月に、「あいち食育いきいきプラン～愛知県食育推進計画～」を作成し、県民の皆さんに食育を理解・実践していただくため様々な取組を実施してきました。

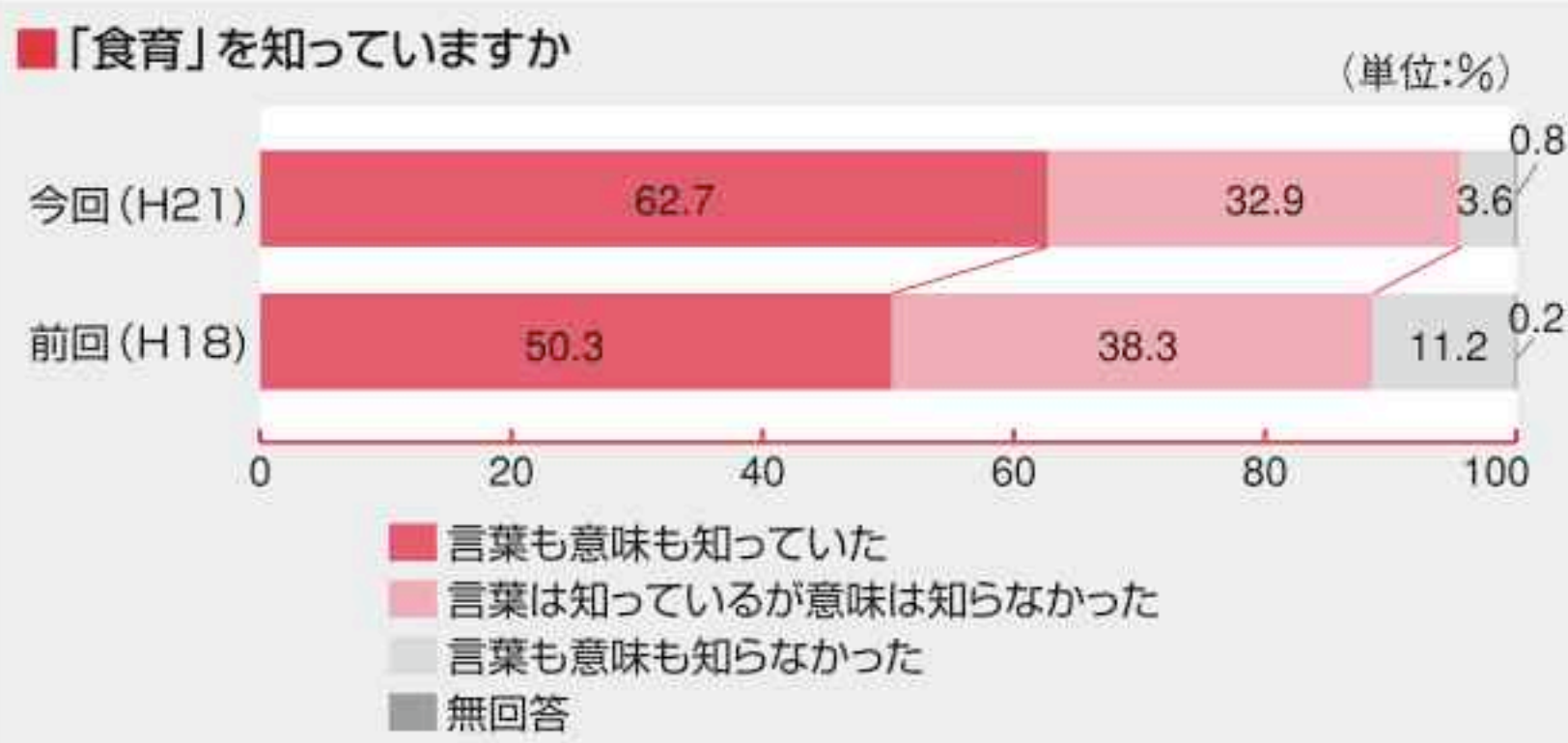
そこで、消費生活モニターを対象としてアンケート調査を実施したところ、食育に関する認知度の変化などについて把握することができましたので、その一部を紹介します。

※「食育」とは、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身につけたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることのできる人間を育てることです。

3年間で「食育」の認知度は上昇

食育について「言葉も意味も知っていた」と回答した人の割合は、3年前の調査結果と比較して12.4%上昇し62.7%でした。

一方、「言葉も意味も知らなかった」との回答はわずか3.6%と、食育の認知度は徐々に高まってきています。

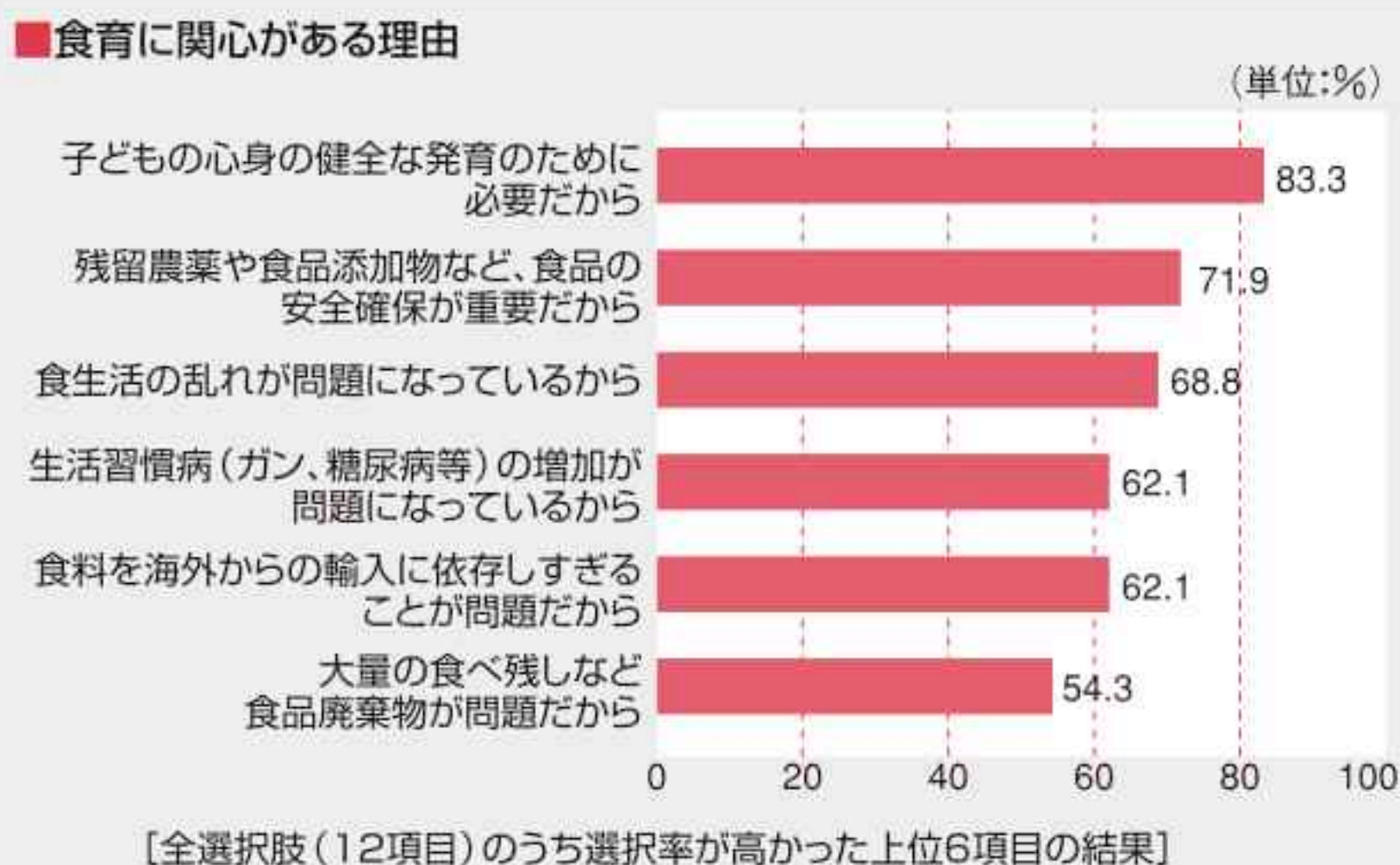


健康面からの関心が高い

食育に対しては、「関心がある(57.3%)」と「どちらかといえば関心がある(35.8%)」をあわせて9割以上の人に関心を寄せています。

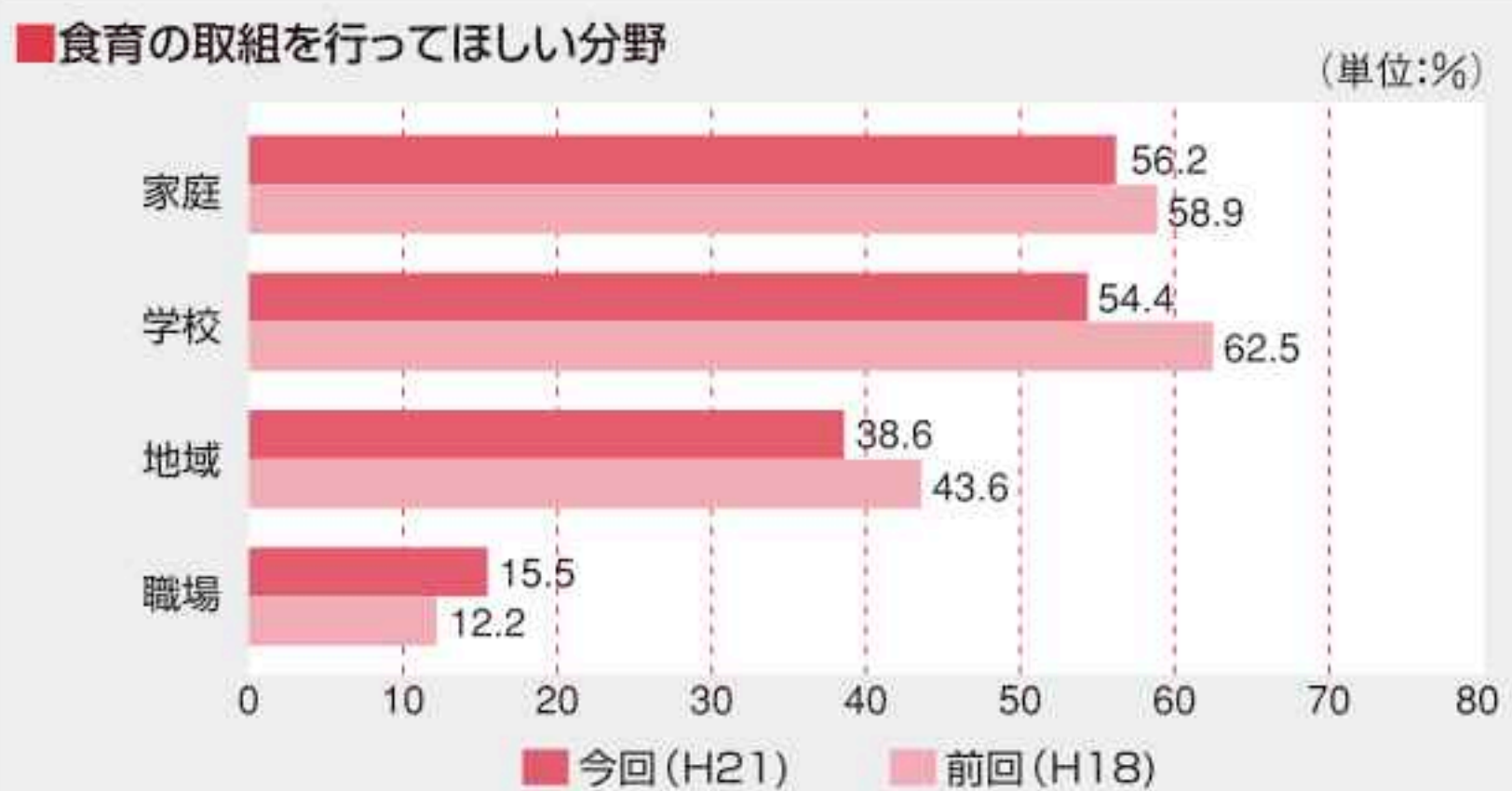
関心がある理由としては、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから」が8割を超えるなど、健康面からの関心が高くなっています。

その他、食料自給率や食品廃棄物問題を理由に関心を寄せている人の割合が多くなっています。



取組が必要な分野は「家庭」「学校」

今後食育が必要だと思う分野について、前回の調査では、「学校(62.5%)」「家庭(58.9%)」の順でしたが、今回の調査では、学校を選択した人の割合が減少し、「家庭(56.2%)」が第一位、次いで「学校(54.4%)」との結果になりました。



BSE問題、食品の偽装表示、中国産輸入食品の残留農薬、事故米の不正転用など、消費者の食の安全・安心を揺るがす問題が相次いで発生しており、依然として、食に対して不安を感じている消費者は少なくありません。

県では安全・安心な食生活を送るために、さまざまな取組を行っています。

- 食品営業施設に対する監視指導
- 輸入食品を含む食品などの安全検査
- 安全な食肉の流通確保
- 食の安全に関する総合相談窓口の設置 など



ご存じですか？

消費期限と賞味期限

期限表示には、消費期限と賞味期限があります。

- **消費期限**・・・急速に劣化しやすいものに付けられます。この期間を過ぎたら、食べない方がいいとされています。(弁当、そうざいは年月日に加えて時間まで表示することが望ましい。)
- **賞味期限**・・・品質の劣化が比較的遅いものに付けられます。おいしく食べられる期間を示しており、この期間を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではありません。3ヶ月を超えるものは、年月表示でもOKです。

期限表示の設定

科学的・合理的な根拠に基づいて、さらに安全率を考慮のうえ、製造者等の責任で決めます。

期限表示は未開封状態で保存方法を守った場合の期限であることに注意しましょう。常温で保存すること以外に留意すべき特段の事項がない場合は、保存方法を省略することができます。

食の安全・安心に関する情報は、ホームページ<http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen.html>をご覧ください。

健康福祉部健康担当局生活衛生課

金融経済講演会を開催します

知って得する金融経済情報に関する講演会です。テレビでお馴染みの見城美枝子さんと、豊かな暮らしについて考えてみませんか！

- 日時** 平成21年11月22日(日) 13:30～15:00
- 場所** 小牧市市民会館 ホール
- 講師** 青森大学教授、エッセイスト 見城 美枝子 氏
- 演題** 「変わりゆく時代のお金と暮らし」
- 主催** 愛知県金融広報委員会、小牧市
- 参加費** 無料
- 定員** 800名 先着順
- 申込方法** はがき、FAXにより、①氏名、②郵便番号・住所、③電話番号、④参加人数を明記のうえ、11月10日(火)までにお申込みください。

■ 申込・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県金融広報委員会(愛知県県民生活部県民生活課内)
☎ 052-954-6166 FAX 052-972-6001

暮らしのお役に立ちます ～県民生活プラザは受付の番号です～

中央県民生活プラザ	☎ 052-962-5100 FAX 052-972-6001
尾張県民生活プラザ	☎ 0586-71-5900 FAX 0586-71-0977
海部県民生活プラザ	☎ 0567-24-2500 FAX 0567-24-1140
知多県民生活プラザ	☎ 0569-23-3900 FAX 0569-23-3901
西三河県民生活プラザ	☎ 0564-27-0800 FAX 0564-23-4641
豊田加茂県民生活プラザ	☎ 0565-34-6151 FAX 0565-34-6152
新城設楽県民生活プラザ	☎ 0536-23-8700 FAX 0536-23-3833
東三河県民生活プラザ	☎ 0532-52-7337 FAX 0532-52-7388
名古屋市消費生活センター	☎ 052-222-9671
豊橋市消費生活相談室	☎ 0532-51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ 0564-23-6459
一宮市消費生活相談窓口	☎ 0586-71-2185
豊田消費生活センター	☎ 0565-33-0999
小牧市消費生活相談室	☎ 0568-72-2101

※ ☎ は、それぞれの市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。